

令和4年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和5年8月

備前市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和4年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和4年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和5年8月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 土器 豊

目次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	決算書等の表示が適正でないもの	5
(ア)	収入科目が適正でないものについて	5
(イ)	収入未済額の繰り越しが適正でないものについて	7
イ	予算の執行等が適正でないもの	8
(ア)	予算の流用を行わないまま物品の発注をしたものについて	8
(イ)	歳出科目が適正でないものについて	9
ウ	効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの	10
(ア)	財産に関する調書を作成する事務について	10
3	決算の概要	11

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）

→備前市会計規則（平成17年規則第57号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和4年度備前市一般会計

令和4年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和4年度備前市土地取得事業特別会計

令和4年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和4年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和4年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和4年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和4年度備前市介護保険事業特別会計

令和4年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和4年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和4年度備前市駐車場事業特別会計

令和4年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和4年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和4年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分 of 適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和5年8月3日から同年8月17日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

備前市の令和4年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計321億7046万余円、歳出計302億3494万余円となっている。

一般会計については、歳入221億7966万余円、歳出208億8102万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、12億9863万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源5億2642万余円を差し引いた実質収支は、7億7220万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.7%を占める市税については、収入済額が50億2574万余円（調定額に対する収入済額の割合95.9%）となっており、令和3年度と比べ147万余円の増加となっている。また、令和4年度における市税の収入未済額については、2億114万余円となっており、令和3年度と比べ126万余円の増加となっている。直近5年間でみると、令和元年度までは年々収入未済額が減少していたが、令和2年度に増加した後、令和3年度に減少し、令和4年度に増加していることについて、コロナ禍の影響や制度改正等を踏まえて状況を分析し、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算額239億8972万余円に対し、支出済額は208億8102万余円（執行率87.0%）となっており、ここから翌年度繰越額13億7400万余円を差し引いた17億3469万余円が不用額となっている。令和3年度と比べ増減額が最も大きかったものは、衛生費の3億7799万余円の増加、公債費の11億4895万余円の減少である。

備前市の令和4年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.42となっており、令和3年度と比べ0.01ポイント減少しており、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、89.1%であり、令和3年度と比べ0.3ポイント減少しているが、引き続き経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、次のような状況が見受けられた。

市の歳入については、収入科目が適正でない事態や、収入未済額の繰り越しが適正でない事態が見受けられた。歳出では、予算の流用を行わないまま物品の発注をした事態や、歳出科目が適正でない事態が見受けられた。財産に関する調書については、令和4年度決算においても審査過程で記載漏れが認められた。

イ 意見

令和4年度における決算審査の結果や、個別意見などをふまえ、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行にあたり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、会計事務上の手続きが漏れていたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、会計事務の執行に関して自ら年度末に執行状況などを検証することで実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

過年度の調定等の誤りを自ら発見し、令和4年度中に是正した事例を審査中に確認した。会計事務の誤りを自ら発見し是正することは正しいことであるが、会計事務の誤りは、人事異動に伴い担当者が変更となった際に生じている傾向が認められたので、会計事務の水準を一定に保つためにも、チェックリストやマニュアルの作成などの検討を行う必要がある。

コロナ禍などの社会情勢の変化に伴い、市も前例のない事務処理を行う必要が生じる状況となっている。その際には、担当者や担当部署のみで検討するだけでなく、予算に関連する事項は財政課、会計事務に関連する事項は会計管理者に協議するなど、より多くの者の知見により検討し、後日、疑義を招かないような事務を行う必要がある。

財産管理にあたっては、財産に関する調書は、市民から託された貴重な財産を市民に公表するものであることの重要性を認識し、各種の台帳の統合等を図り財産管理の適正化に努めるとともに、財産に関する調書を作成する際の体制を再検討するなど、内部統制の強化について検討する必要がある。

最後に、市は、「誰もがいつまでも成長し続け、輝けるまち」を理念とし、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現のため、教育の充実、市民生活の向上や市内経済を支える取り組みを実施している。市が掲げる理念を実現するためにも、市民が安全で安心し、活気にあふれ、幸せに暮らし続けられるための施策を推進する必要がある。

(2) 個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

(ア) 収入科目が適正でないものについて

市の収入事務は、備前市会計規則（平成17年規則第57号。以下「規則」という。）に基づいて行うこととなっている。

規則¹によると、市長は、収入済の歳入金について会計名、会計年度又は歳入科目に誤りを認めたときは、直ちに関係の帳簿等を変更訂正するとともに、更正通知書を作成し、会計管理者に通知しなければならないとされている。

そこで、令和4年度の一般会計の決算審査にあたり、使用料及び手数料のうち住宅使用料42,925,625円及び諸収入のうち市営住宅等共益費徴収金1,196,500円を審査したところ、土地住宅政策課は、公営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、公営住宅の駐車場使用料、市営住宅等共益費実費徴収金について、公営住宅使用料として一括して収納されたものを正しい科目に更正するため、更正通知書を作成し会計管理者に通知する必要があるにもかかわらず、これを行っていなかった。このため、表1のとおり、それぞれの科目における令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の記載が誤っていた。

また、各特別会計の決算審査にあたり、駐車場事業特別会計の駐車場使用料14,948,376円を審査したところ、建設課は、令和4年度分の駐車場使用料として収納されたもののうち18,200円について、誤って滞納繰越分の納入として処理していた。そして、これを正しい科目に更正するため、更正通知書を作成し会計管理者に通知する必要があるにもかかわらず、これを行っていなかった。このため、表2のとおり、令和4年度駐車場事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書の記載が誤っていた。

このように、本来作成が必要な更正通知書を作成していなかったため、結果として、令和4年度歳入歳出決算事項別明細書の記載が事実と異なっていることは法令等に違反しており、令和4年度一般会計歳入歳出決算書及び令和4年度駐車場事業特別会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

¹ 備前市会計規則第46条

表1 一般会計 住宅使用料等の状況

(単位：円)

款	項	目	節	備考	決算書備考欄記載の額	本来あるべき額	差				
15	使用料及び	1	使用料	7	土木使用料	2	住宅使用料	公営住宅使用料	27,784,300	26,953,500	830,800
								公営住宅使用料 (滞納繰越分)	4,456,100	4,402,600	53,500
								特定公共賃貸住宅使用料	8,058,100	8,724,900	△ 666,800
								特定公共賃貸住宅使用料 (滞納繰越分)	598,000	645,000	△ 47,000
								駐車場使用料	1,675,500	1,775,500	△ 100,000
								駐車場使用料 (滞納繰越分)	300,000	303,500	△ 3,500
小計					42,872,000	42,805,000	67,000				
住宅使用料 計 (行政財産使用料53,625円を加算)					42,925,625	42,858,625	67,000				
款	項	目	節	備考	決算書備考欄記載の額	本来あるべき額	差				
22	諸収入	5	雑入	5	雑入	22	市営住宅等 共益費徴収金	市営住宅等共益費実費徴収金	1,045,000	1,109,000	△ 64,000
								市営住宅等共益費実費徴収金 (滞納繰越分)	151,500	154,500	△ 3,000
								市営住宅等共益費徴収金 計	1,196,500	1,263,500	△ 67,000

表2 駐車場事業特別会計 駐車場使用料の状況

(単位：円)

款	項	目	節	備考	決算書備考欄記載の額	本来あるべき額	差				
1	事業収入	1	使用料及び 手数料	1	駐車場使用 料	1	駐車場使用 料	駐車場使用料	14,894,276	14,912,476	△ 18,200
								駐車場使用料 (滞納繰越分)	54,100	35,900	18,200
								計	14,948,376	14,948,376	0

(イ) 収入未済額の繰り越しが適正でないものについて

収入未済額とは、当該年度の歳入として調定した収入のうち、年度末又は出納整理期間までに収納されなかったものである。

備前市会計規則²（平成17年規則第57号）によると、出納閉鎖までに収納が完了しないものがあるときは、翌年度に繰り越さなければならず、繰り越したときには、調定しなければならないこととされている。

そこで、令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、奨学資金貸付金償還金の令和3年度収入未済額6,190,248円の令和4年度への繰越状況を確認したところ、社会教育課は、令和3年度の収入未済額6,190,248円を令和4年度に繰り越し、調定するべきであったにもかかわらず、滞納繰越分の一部である304,000円の調定しか行っておらず、令和4年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の調定額が5,886,248円、収入未済額が5,886,248円過少となっていた。

このように、令和3年度から令和4年度に繰り越すべきものを繰り越しておらず、令和4年度において調定していなかったことは法令等に違反しており、令和4年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

² 備前市会計規則第23条、第57条

イ 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 予算の流用を行わないまま物品の発注をしたものについて

備前市予算規則³（平成17年規則第56号）によると、各課の長は、予算に定める歳出予算の各項目の経費又は歳出予算の同一項内における各目、節若しくは細節の金額の流用を必要とする場合は、予算流用要求書を作成し、市長の決裁を受けなければならないとされている。

そこで、令和4年度一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、こども家庭課の備品購入費1,064,910円を審査したところ、こども家庭課は、伊部地内に新築した放課後児童クラブの備品購入について、予算上、備品購入費がなく他の費目から予算流用する方針としていたが、備品購入費の予算の流用を行わないまま業者に発注し、その後に予算流用要求書を作成し、令和5年3月27日に予算流用の決裁を得ていた。（表3参照）

したがって、予算の流用を行わないままに備品の発注を行ったことは、予算の執行等が適正でないと認められる。

表3 予算流用を行わないまま発注した備品

件名	数量	金額（円）	購入起案日	契約日 （発注日）	納品日
ラウンドレバーチェア	8脚	56,800	R5. 2. 24	R5. 3. 2	R5. 3. 13
スクールバックラック	5台	158,400	R5. 2. 24	R5. 3. 1	不明
テーブル等	計11	285,120	R5. 2. 24	R5. 2. 28	R5. 3. 28
レーザープリンター等	1式	132,000	R5. 3. 1	R5. 3. 1	R5. 3. 27
ロールスクリーン等 ※見積日はR5. 2. 21	計11	296,252	R5. 3. 1	R5. 3. 1	R5. 3. 31
屋外物置等	1式	136,338	R5. 3. 23	R5. 3. 7	R. 5. 3. 29
合計		1,064,910			

³ 備前市予算規則第17条

(イ) 歳出科目が適正でないものについて

地方自治法⁴（昭和22年法律第67号）によると、歳入歳出予算は、歳出にあつてはその目的に従つてこれを款項に区分しなければならないとされている。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）によると、歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないとされている。

会計事務の手引き令和2年度版（会計課作成）によると、需用費のうち修繕料とは、備品若しくは類似するものの一部修理、補修又は建物等の小規模な修復等現状復旧を目的とする経費であるとされている。また、備品購入費とは、性質形状を変えることなく、比較的長く使用し、かつ保存できる物品の購入に要する経費であるとされている。

そこで、令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算審査にあたり、住宅費の修繕料9,714,595円を審査したところ、土地住宅政策課は、スワ団地での給湯器修繕の際、コロナ禍の影響により給湯器の入手が困難なため、入居者がいない部屋の給湯器を取り外し、入居者がいて給湯器が故障した部屋へ取り付けるとともに、給湯器を取り外した入居者がいない部屋の給湯器を納品させ、取り付けをしないまま当該部屋内に保管し、その費用を修繕料で支出していた。

したがって、給湯器を購入し保管しているだけの状態であるにもかかわらず、修繕費で支出していたことは適切とは認められず、予算の執行等が適正でないと認められる。

⁴ 地方自治法第216条

ウ 効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

(ア) 財産に関する調書を作成する事務について

市は、決算にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に規定されている財産に関する調書（以下「財産調書」という。）を作成している。

財産調書は、地方自治法施行規則⁵（昭和22年内務省令第29号）において様式が規定されており、土地及び建物等については、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高を記載することとされている。

令和4年度の財産調書の審査の過程で、令和4年度中に新たに取得した土地3,179㎡及び建物15.75㎡について、期中の数値に面積を反映させていなかった事態が見受けられた。

したがって、土地及び建物に関して、本来、期中の数値には、新たに取得した面積を含めるべきであるにもかかわらず、これを含めていないことは、令和4年度の財産調書の作成に係る事務が適正でないと認められる。

なお、財産調書は、監査委員より指摘した事項を修正されたものが決算書に付されている。

財産調書は、市の財産の現在高等を議会に報告し、市民に対して市が保有する財産の現況を明らかにするという性格を有するものであることから、作成に関する適正なルールや基準を構築し、正確に記載することが極めて重要である。そのため、財産調書の作成にあたり、これらに関する適正なルールや基準を作成、周知し、年度中に購入した土地及び建物の支出データ等を活用した確認手法を構築するなど、新規に取得した各種資産を正確に把握し、適切に財産調書に記載するための仕組みづくりを行うことが必要である。

⁵ 地方自治法施行規則第16条の2

3 決算の概要

令和4年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表4、表5のとおり、歳入総計321億7046万余円（予算対比94.3%）、歳出総計302億3494万余円（予算対比88.6%）となっている。

一般会計については、歳入221億7966万余円、歳出208億8102万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、12億9863万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源5億2642万余円を差し引いた実質収支は、令和3年度と比べ8234万余円減少（前年度対比9.6%減）し、7億7220万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は99億9080万余円、歳出総額は93億5391万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は6億3689万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源6593万余円を差し引いた実質収支は、令和3年度と比べ8902万余円増加（前年度対比18.5%増）し、5億7096万余円となっている。

表4 会計別決算額

(単位：円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	22,179,661,571	20,881,029,551
国民健康保険事業特別会計	4,043,692,757	3,817,328,761
土地取得事業特別会計	534,740,270	484,807,017
三石財産区管理事業特別会計	5,637,265	3,284,770
三国地区財産区管理事業特別会計	13,947,315	4,367,293
浄化槽整備事業特別会計	22,604,237	19,565,930
後期高齢者医療事業特別会計	620,124,909	617,547,463
介護保険事業特別会計	4,125,597,926	3,839,472,527
飲料水供給事業特別会計	38,049,790	28,226,076
宅地造成分譲事業特別会計	20,621,379	5,121,367
駐車場事業特別会計	29,993,881	11,218,978
企業用地造成事業特別会計	535,797,020	522,970,347
合 計	32,170,468,320	30,234,940,080

表5 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	22,179,661,571 4.1	20,881,029,551 3.2	1,298,632,020 20.8	526,425,931 139.0	772,206,089 △ 9.6
特 別 会 計 合 計	9,990,806,749 5.4	9,353,910,529 5.0	636,896,220 12.7	65,931,081 △ 20.6	570,965,139 18.5
総 計	32,170,468,320 4.5	30,234,940,080 3.7	1,935,528,240 18.0	592,357,012 95.3	1,343,171,228 0.5

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

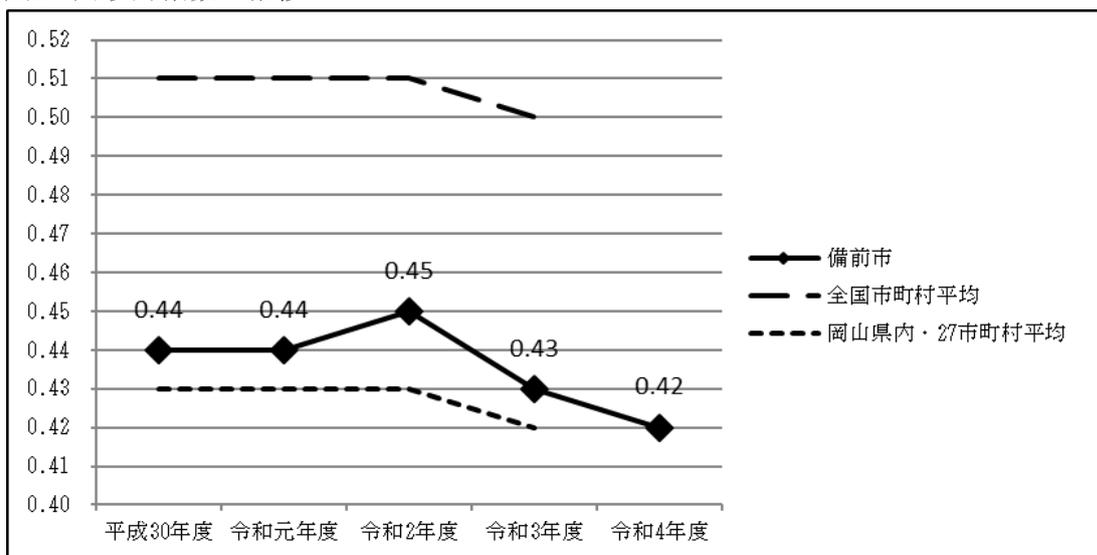
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	23,989,726,310	92.5	87.0
特 別 会 計 合 計	10,122,778,029	98.7	92.4
総 計	34,112,504,339	94.3	88.6

(参考) 令和3年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	21,311,123,424	20,236,288,884	1,074,834,540	220,281,350	854,553,190
特 別 会 計 合 計	9,476,096,627	8,911,072,658	565,023,969	83,081,029	481,942,940
総 計	30,787,220,051	29,147,361,542	1,639,858,509	303,362,379	1,336,496,130

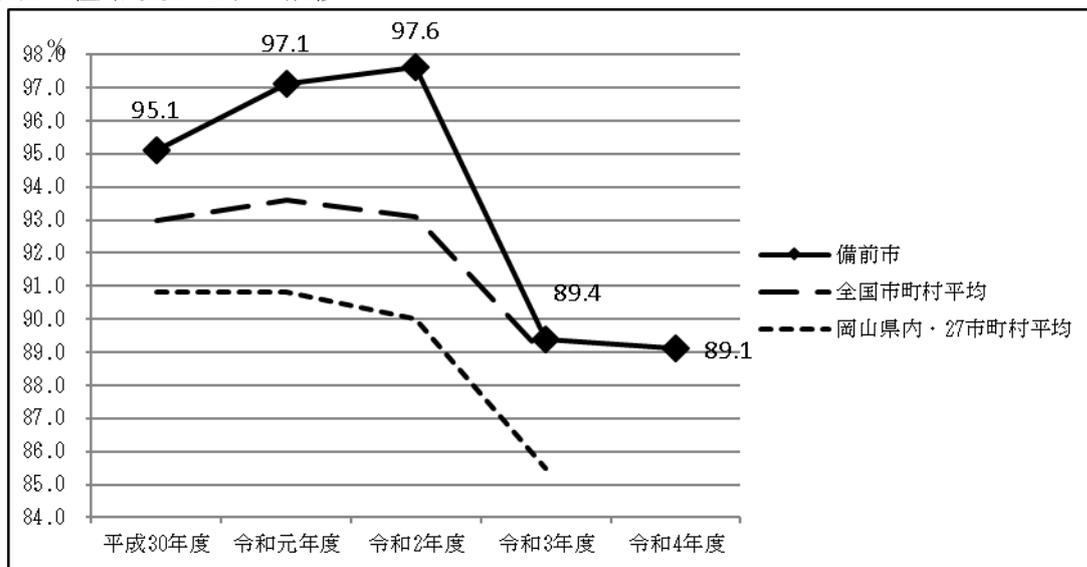
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和4年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和4年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。